

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	単位型投信／内外／債券
信託期間	2014年12月5日[当初、2017年9月13日]まで(2014年2月28日設定)
運用方針	<p>日本を含む世界の金融機関が発行するハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。ハイブリッド証券等への投資にあたっては、G-SIFIs(Global Systemically Important Financial Institutions)が発行する銘柄を中心に投資します。</p> <p>※G-SIFIsとは各国の金融監督当局等で構成される金融安定理事会(FSB)がグローバルな金融システムの維持・安定に欠かせない重要な金融機関として指定した金融機関です。G-SIFIsに指定されると、一般の金融機関よりも厳しい財務健全性が要求されることとなります。</p> <p>※ハイブリッド証券とは債券と株式の両方の特性を有しており、上場または非上場となっています。ハイブリッド証券は一般に利息(配当)が定められており、満期時や繰上償還時に額面で償還される等、債券に似た性質を有しています。同一発行体が発行している普通社債とハイブリッド証券を比べると、ハイブリッド証券の方が普通社債よりも利回りが高く、また期待リターンも高くなります。その一方で、リスクは普通社債に比べてハイブリッド証券の方が高くなり、また弁済順位は普通社債に比べて低いという特徴もあります。また一部のハイブリッド証券については償還時に株式に転換されるものもあります。</p> <p>主として信託期間内に償還またはコール可能日を迎える銘柄に投資を行います。ただし、信託期間内に組入債券が償還した場合等、ハイブリッド証券のほか、普通社債や国債等に再投資することがあります。そのため、ハイブリッド証券の組入比率が低下することがあります。</p> <p>債券等の運用にあたっては、プリンシパル・グローバル・インベスターズ・エルエルシーに運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>基準価額(1万口当たり。以下本項において同じ。)が11,000円以上となった場合には、安定運用に切り替えた後、速やかに信託を終了させます。ただし、基準価額が11,000円以上となってから信託を終了させるまでの市況動向や売却コスト等により、基準価額もしくは償還価額が11,000円以下となることがあります。</p> <p>組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、安定運用への切り替え時に一時的に為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかる場合があります。</p>
主要運用対象	日本を含む世界の金融機関が発行するハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)等を主要投資対象とします。
主な組入制限	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
分配方針	元本超過額または経費等控除後の配当等収益のいずれか多い額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

償還報告書(全体版)

[繰上償還]

グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド (為替ヘッジなし・早期償還条項付) 2014-02

信託終了日：2014年12月5日

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジなし・早期償還条項付)2014-02」は、約款の規定に基づき、先般ご案内申し上げました予定通り、12月5日に繰り上げて償還させていただきました。ここに謹んで運用経過と償還内容をご報告申し上げます。

今後とも引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。



三菱UFJ投信

MUFG

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
URL:<http://www.am.mufig.jp/>

本資料の記載内容に関するお問い合わせ先

営業企画推進部
お客様専用フリーダイヤル

TEL. 0120-151034

(9:00~17:00、土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)

お客様のお取引内容につきましては、お取り扱いの販売会社にお尋ねください。

◆ 目 次

グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2014-02のご報告

◇設定以来の運用実績	1
◇当期中の基準価額等の推移	1
◇運用経過	2
◇1万口当たりの費用明細	5
◇売買及び取引の状況	6
◇利害関係人との取引状況等	6
◇組入資産の明細	6
◇投資信託財産の構成	6
◇資産、負債、元本及び償還価額の状況	7
◇損益の状況	7
◇投資信託財産運用総括表	7
◇償還金のお知らせ	8
◇お知らせ	8

本資料の表記にあたって

- ・原則として、各表の数量、金額の単位未満は切捨て、比率は四捨五入で表記しておりますので、表中の個々の数字の合計が合計欄の値とは一致しないことがあります。ただし、単位未満の数値については小数を表記する場合があります。
- ・一印は組入れまたは売買がないことを示しています。

○設定以来の運用実績

決算期	基準価額 (分配落)	基準価額			騰落率	受利益者 組入り比率	債券 先物比率	元残存 本率
		税 分	込 配	み 騰				
(設定日) 2014年2月28日	円 銭 10,000		円	円 銭	%	%	%	%
(償還時) 1期(2014年12月5日)	(償還価額) 10,937.45		—	937.45	9.4	12.2	—	94.8

(注) 設定日の基準価額は、設定時の価額です。

(注) 日本を含む世界の金融機関が発行するハイブリッド証券（劣後債および優先証券等）等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざしますが、特定の指数を上回るまたは連動をめざした運用を行っていないため、また、値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数はありません。

(注) 「債券先物比率」は買建比率－売建比率。

○当期中の基準価額等の推移

年 月 日	基準価額	騰落率		債券 先物比率	債券 先物比率
		騰	落		
(設定日) 2014年2月28日	円 銭 10,000		%	%	%
3月末	10,039		0.4	80.1	—
4月末	10,113		1.1	96.1	—
5月末	10,059		0.6	95.8	—
6月末	10,085		0.9	95.7	—
7月末	10,160		1.6	96.2	—
8月末	10,189		1.9	97.2	—
9月末	10,626		6.3	92.8	—
10月末	10,529		5.3	93.3	—
11月末	10,941		9.4	—	—
(償還時) 2014年12月5日	(償還価額) 10,937.45		9.4	—	—

(注) 設定日の基準価額は、設定時の価額です。

(注) 騰落率は設定日比。

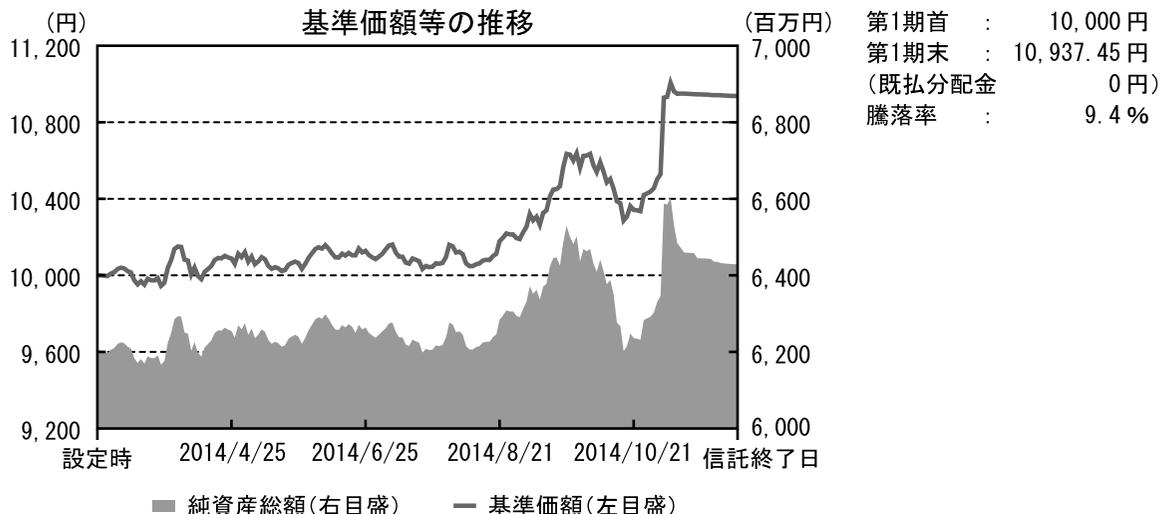
(注) 「債券先物比率」は買建比率－売建比率。

運用経過

当期中の基準価額等の推移について

（第1期：2014/2/28～2014/12/5）

基準価額の動き 償還価額は設定時に比べ9.4%の上昇となりました。



基準価額の変動要因

上昇要因

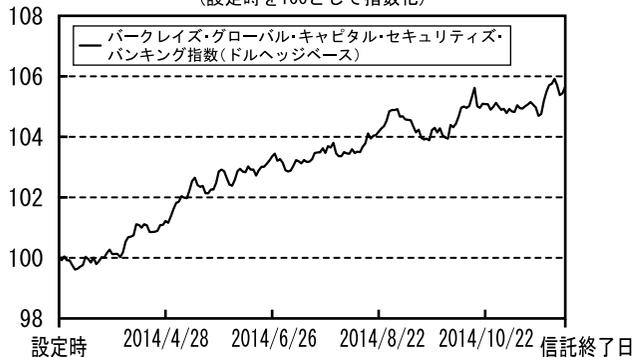
信託期間中は、債券利子収入を享受した他、グローバル金融機関ハイブリッド証券市況が上昇したことに加え、米ドル、ユーロ、英ポンドが対円で上昇したことがプラスとなり、基準価額は上昇しました。

投資環境について

（第1期：2014/2/28～2014/12/5）

債券市況の推移

（設定時を100として指数化）



（注）バークレイズ・グローバル・キャピタル・セキュリティズ・バンキング指数とは、バークレイズ社が算出するグローバルベースのハイブリッド証券のうち、銀行セクターが発行する証券の値動きを示す代表的な指数です。

為替市況の推移

（設定時を100として指数化）



◎債券市況

- ・設定以来のグローバル金融機関ハイブリッド証券市況（バークレイズ・グローバル・キャピタル・セキュリティズ・バンキング指数（ドルヘッジベース）を参照していません）は上昇（利回りは低下）しました。
- ・米国では、量的緩和策の縮小が継続されたものの、FOMC（米連邦公開市場委員会）の声明文において現行の低金利政策を相当な期間にわたって維持するとの見解が継続的に示されました。欧州では、低インフレや景気減速に対する懸念を背景にECB（欧州中央銀行）による追加金融緩和観測が高まりました。こうした環境下、欧米金利が低下したことに加え、根強い投資家需要が見られたことなどがサポート材料となり、グローバル金融機関ハイブリッド証券市況は上昇基調となりました。

◎為替市況

- ・設定以来、米ドルは対円で上昇しました。
- ・米ドルは、2014年8月中旬にかけて対円で概ね横ばいとなりました。その後、堅調な米国経済を背景に米国の利上げ観測が高まったことに加え、10月31日に開催された日銀の金融政策決定会合において日銀が追加金融緩和策を発表したことなどから大幅に円安が進行し、米ドルは対円で上昇しました。
- ・設定以来、ユーロは対円で上昇しました。
- ・欧州の景気減速懸念やECBが追加金融緩和を実施するとの観測が高まったことなどを背景に、10月下旬にかけてユーロは対円で下落基調となりました。その後、10月31日に開催された日銀の金融政策決定会合において日銀が追加金融緩和策を発表したことなどから大幅に円安が進行したため、ユーロも対円で上昇しました。信託期間を通じて見ると、ユーロは対円で上昇しました。

当該投資信託のポートフォリオについて

◎運用状況

＜第1作成期（設定時～信託終了日：2014年2月28日～2014年12月5日）＞
償還価額は9.4%の上昇となりました。

- ・当ファンドは、日本を含む世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とし、信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎える銘柄に投資を行いました。
- ・バイ・アンド・ホールド戦略を基本とし、個別銘柄については原則継続保有としました。なお、早期償還決定前までは、現物債券評価額に対するG-SIFIS組入比率は100%としました。
- ・2014年11月6日に基準価額が11,007円となり、早期償還の条件である11,000円を上回ったことから、12月5日に早期償還されることとなりました。11月6日の早期償還決定後、速やかに保有債券の全売却対応を実施し、安定運用に切り替えました。

当該投資信託のベンチマークとの差異について

- ・日本を含む世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざしますが、特定の指数を上回るまたは連動をめざした運用を行っていないため、また、値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数はありません。
- ・従って、ベンチマークおよび参考指数との対比は表記できません。

分配金について

第一計算期間到来前に繰上償還となったため、信託期間中の収益の分配はありません。

償還価額

償還価額は10,937円45銭となりました。

信託期間中はご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

○ 1万口当たりの費用明細

(2014年2月28日～2014年12月5日)

項 目	当 期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) 信 託 報 酬	円 140	% 1.364	(a) 信託報酬＝期中の平均基準価額×信託報酬率
（ 投 信 会 社 ）	(68)	(0.664)	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価（再委託先の報酬を含みます。）
（ 販 売 会 社 ）	(69)	(0.667)	分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価
（ 受 託 会 社 ）	(3)	(0.033)	投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
(b) そ の 他 費 用	2	0.015	(b) その他費用＝期中のその他費用÷期中の平均受益権口数
（ 保 管 費 用 ）	(1)	(0.011)	外国での資産の保管等に要する費用
（ 監 査 費 用 ）	(0)	(0.003)	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
（ そ の 他 ）	(0)	(0.000)	信託事務の処理等に要するその他諸費用
合 計	142	1.379	
期中の平均基準価額は、10,274円です。			

(注) 各期中の費用(消費税等のかかるものは消費税等を含む)は、解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 消費税は報告日の税率を採用しています。

(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額(円未満の端数を含む)を各期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

○売買及び取引の状況

(2014年2月28日～2014年12月5日)

公社債

		買付額	売付額
外	アメリカ	千アメリカドル 40,494	千アメリカドル 39,985
	ユーロ	千ユーロ	千ユーロ
国	フランス	社債券 2,818	2,702
	アメリカ	社債券 3,590	3,315
	イギリス	社債券 2,039	2,156
	イギリス	千イギリスポンド 4,975	千イギリスポンド 4,837

(注) 金額は受渡代金。(経過利子分は含まれておりません。)

(注) 社債券には新株予約権付社債（転換社債）は含まれておりません。

○利害関係人との取引状況等

(2014年2月28日～2014年12月5日)

利害関係人との取引状況

区分	買付額等 A	うち利害関係人との取引状況B		売付額等 C	うち利害関係人との取引状況D	
			$\frac{B}{A}$			$\frac{D}{C}$
為替直物取引	百万円 6,273	百万円 3,108	% 49.5	百万円 6,906	百万円 -	% -

利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当ファンドに係る利害関係人とは三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、モルガン・スタンレーMUFJ証券です。

○組入資産の明細

(2014年12月5日現在)

信託終了日現在、有価証券等の組入れはございません。

○投資信託財産の構成

(2014年12月5日現在)

項目	償還時	
	評価額	比率
コール・ローン等、その他	千円 6,459,328	% 100.0
投資信託財産総額	6,459,328	100.0

○資産、負債、元本及び償還価額の状況（2014年12月5日現在）

項目	償還時 円
(A) 資産	6,459,328,014
コール・ローン等	6,459,298,194
未収利息	29,820
(B) 負債	30,318,957
未払信託報酬	30,250,832
その他未払費用	68,125
(C) 純資産総額(A-B)	6,429,009,057
元本	5,877,979,234
償還差益金	551,029,823
(D) 受益権総口数	5,877,979,234口
1万口当たり償還価額(C/D)	10,937円45銭

<注記事項>

- ①設定年月日 2014年2月28日
 設定元本額 6,199,896,734円
 期首元本額 6,199,896,734円
 元本残存率 94.8%

- ②信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の40以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

○損益の状況（2014年2月28日～2014年12月5日）

項目	当期 円
(A) 配当等収益	241,408,258
受取利息	241,408,258
(B) 有価証券売買損益	414,860,673
売買益	576,769,318
売買損	△161,908,645
(C) 信託報酬等	△86,486,179
(D) 当期損益金(A+B+C)	569,782,752
(E) 解約差損益金	△18,752,929
償還差益金(D+E)	551,029,823

(注) (C) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注) (E) 解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額分をいいます。

○投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日	2014年2月28日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2014年12月5日		資産総額	6,459,328,014円
区分	投資信託契約締結当初	投資信託契約終了時	差引増減または追加信託	負債総額	30,318,957円
				純資産総額	6,429,009,057円
受益権口数	6,199,896,734口	5,877,979,234口	△321,917,500口	受益権口数	5,877,979,234口
元本額	6,199,896,734円	5,877,979,234円	△321,917,500円	1万口当たり償還金	10,937円45銭
信託期間中1万口当たり総収益金及び年平均収益率				937円45銭	12.1768%

○償還金のお知らせ

1 万口当たり償還金（税込み）	10,937円45銭
所得税	143円57銭
地方税	46円87銭 2 厘
源泉税合計	190円44銭 2 厘
お手持り額	10,747円00銭 8 厘

◆償還金は償還日から起算して5営業日までにお支払いを開始しております。

◆課税上の取り扱い

- ・個人受益者の場合、償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得等として課税され、原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。
- ・特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

※法人受益者に対する課税は異なります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

[お知らせ]

- ①書面決議を行う場合の受益者数要件の撤廃を信託約款に記載し、信託約款に所要の変更を行いました。
(2014年12月1日)
- ②併合手続要件の緩和を信託約款に記載し、信託約款に所要の変更を行いました。
(2014年12月1日)
- ③買取請求の一部適用除外を信託約款に記載し、信託約款に所要の変更を行いました。
(2014年12月1日)
- ④運用報告書の二段階化について信託約款に記載し、所要の変更を行いました。
(2014年12月1日)
- ⑤新たに発行可能となる新投資口予約権を投資の対象とする有価証券に追加し信託約款に所要の変更を行いました。
(2014年12月1日)
- ⑥デリバティブ取引等のリスク量計算を規格化し、定量的に規制する旨を信託約款に記載し、所要の変更を行いました。
(2014年12月1日)
- ⑦投資信託約款第45条第2項に定める「基準価額（1万口当たり）が11,000円以上となった場合」に該当したため、繰上償還しました。
(2014年12月5日)